

資料 2 - 1

次期長野市生涯学習推進計画策定の趣旨と方針

1 計画の策定経過と位置づけ

だれもが生涯にわたり自発的に学習することができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の実現を目指し、平成 13 年度に「長野市生涯学習基本構想・基本計画」を策定した。

その後、本市の教育の基本的な方針や講ずべき施策について、平成 24 年度から 28 年度を計画期間とする長野市教育振興基本計画が策定（平成 26 年度に長野市教育大綱として位置づけ）されたことと合わせて、その生涯学習分野の計画（個別計画）として、「長野市生涯学習推進計画」を策定した。

以降の計画更新にあたっても、長野市教育振興基本計画と足並みを揃え、平成 29 年度からの「第二次生涯学習推進計画」、平成 4 年度からの「第三次生涯学習推進計画」を策定した。

なお、長野市教育振興基本計画は、本市の最上位計画である長野市総合基本計画の教育分野計画に位置付けられる。

【上位計画との関連（階層）】



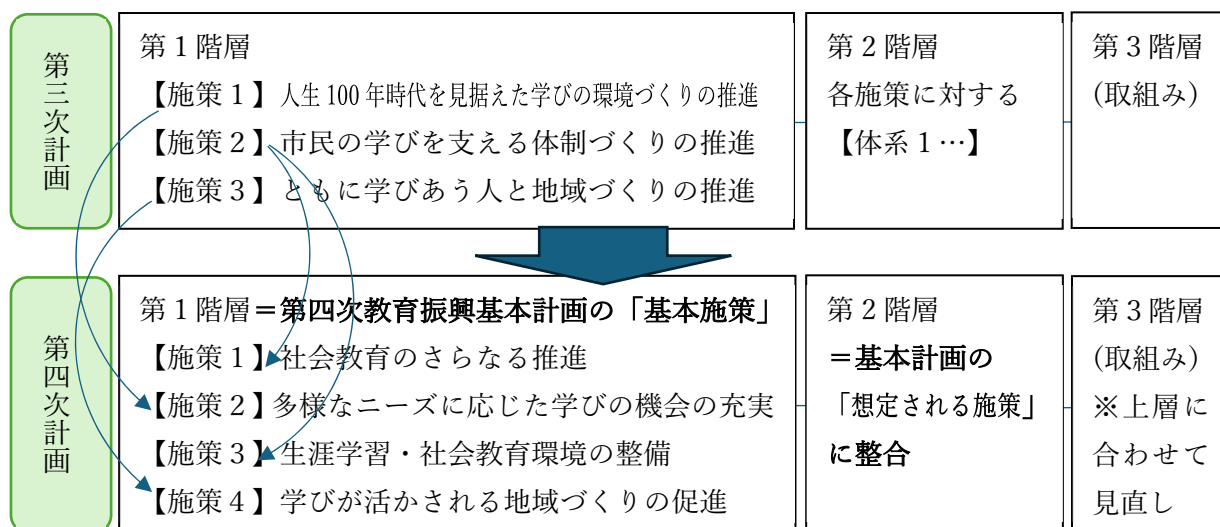
2 計画の期間

令和 9 年度から令和 13 年度まで 5 年間

3 計画策定に向けた視点

(1) 教育振興基本計画の生涯学習分野計画として、長野市教育の基本理念を共有するとともに、次期教育振興基本計画の施策体系と整合させ、上位計画と連続性をもたせる。

◆施策体系の整合



- (2) 「生涯学習の目指すべきもの」など、第3次計画において定める重要な要素を継承する。(4参照) また、教育振興基本計画に位置付けられた生涯学習分野の施策についての取組み(上図の第3階層)を整理する。(5参照)

4 第三次計画の継承 【第三次計画の該当箇所】

- (1) 目指すべきもの 【はじめに】【第2編 計画の推進 1長野市の生涯学習の目指すべきもの】より
- 「だれもが生涯にわたり、いつでもどこでも自由に学び、互いに高めあうとともに、学びの成果が活力ある地域づくりにつながる生涯学習のまち」
- 「市民一人一人が、地域の良さを理解して、人と人との絆を結ぶ学習など、生涯のあらゆる場面での学習を深めることで豊かな生活につながるよう、学習の場の提供を図り、併せて、生涯学習施設の連携・協力を進め利便性の向上を図る」

(2) SDGsの推進 【SDGsの推進】より

「持続可能な開発目標(SDGs)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された持続可能でより良い世界を目指すための令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標の達成により、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、包括的な社会の実現を目指しています。」

※SDGsの扱いについては上位計画(総合計画、教育振興基本計画)に整合させる

<関連する主な目標>

目標	内容
1 持続可能な開発目標	すべての人に健康と福祉を
2 質の高い教育をみんなに	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進します。
3 ジェンダー平等を	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進します。
4 働きがいも経済成長も	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行います。
5 産業と技術革新の基盤をつくろう	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進します。
6 人や国の不平等をなくそう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図ります。
7 住み続けられるまちづくりを	各国内及び各国間の不平等を是正します。
8 つくる責任 つかう責任	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現します。
9 平和と公正をすべての人に	持続可能な生産消費形態を確保します。
10 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築します。
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化します。

5 具体的な取組・事業（体系第3階層）の整理

第三次計画の体系第3層（取組み）を、第四次計画の体系に沿って見直しを行う。

- ・新体系に沿った項目の組み換え
- ・「基本計画」において、他の計画に委ねるとした部分にあたる事業は、第四次計画においても切り分ける（特に関連性のあるものは「関連事業」として整理）
- ・進捗管理の項目もこれらに準じて整理する。